

障害者の生涯学習を支える 国の動きと取り組み

井口 啓太郎

国立市教育委員会教育部公民館館長補佐

・生涯学習課課長補佐兼任(社会教育主事)

／文部科学省「障害者の生涯学習推進アドバイザー」

※一部文科省が作成したスライドを使用しています

なぜ「障害者の生涯学習」なのか？

～問題意識～

- 地方公共団体では、「障害者の支援といえば福祉の仕事」、社会教育は障害者に来てもらったらいいと思っているのに、それでも来てもらえないので、ニーズがないのではと感じてしまう。障害者を「ソフトに排除」するマジョリティ社会。
- 障害者本人や家族は、学びの場に受け容れてもらえないのではという不安。学びよりも生活や仕事の安定が先という気持ちも。結果的に障害者用の保護された「小社会」を選択する。
- 「障害者の生涯学習」の目的は、「小社会」を押し広げる「当事者のエンパワメント」や、健常者中心のマジョリティ社会を変える「共生」に向けた学びをつくりだすこと。

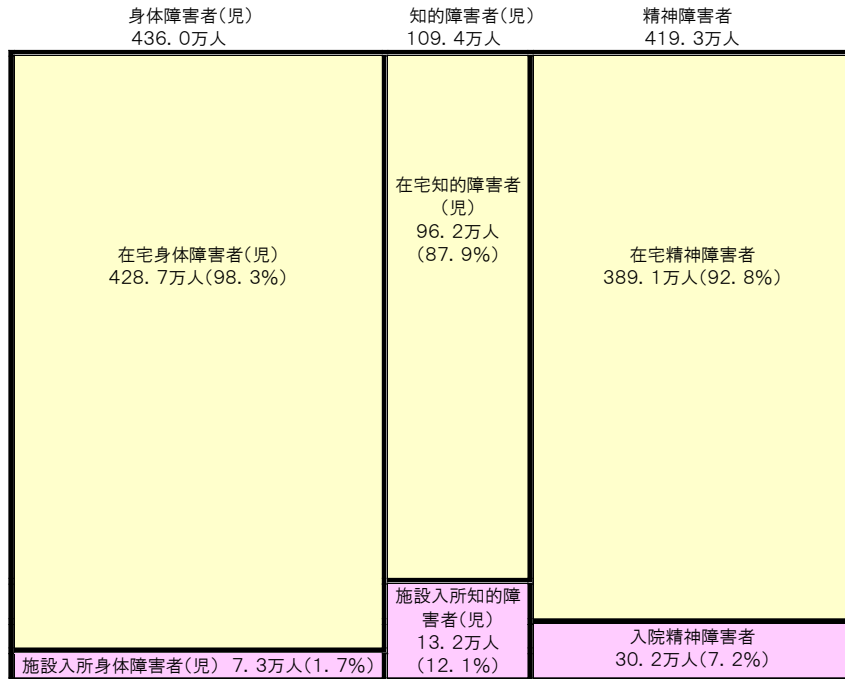
【日本社会教育学会「障害をめぐる社会教育・生涯学習」プロジェクト研究の議論から】

障害者の数

- 障害者の総数は964.7万人であり、人口の約7.6%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は109.4万人、精神障害者は419.3万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

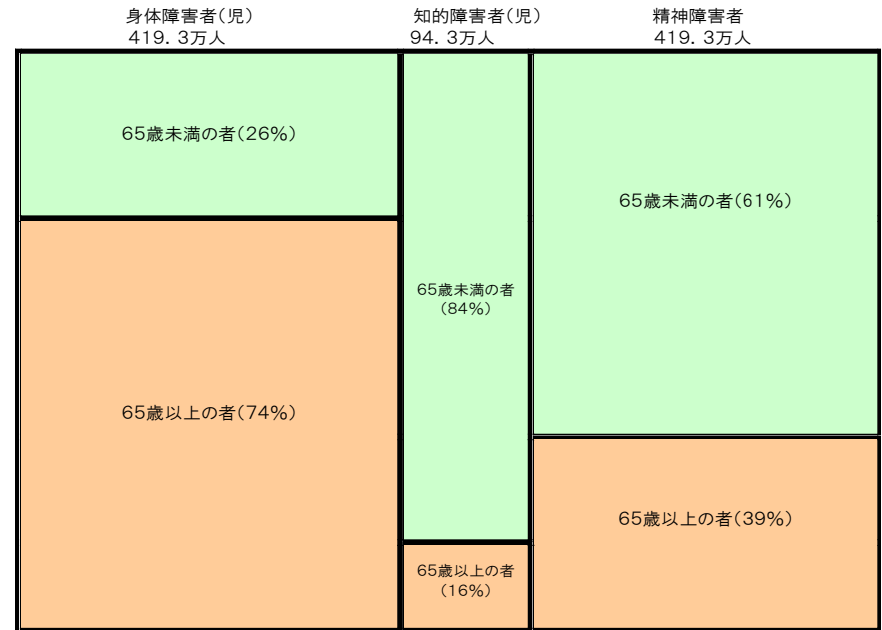
(在宅・施設別)

障害者総数 964.7万人(人口の約7.6%)
うち在宅 914.0万人(94.7%)
うち施設入所 50.7万人(5.3%)



(年齢別)

65歳未満 48%
65歳以上 52%



※身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は平成28年(在宅)、平成30年(施設)の調査等、精神障害者数は平成29年の調査による推計。年齢別の身体障害者(児)、知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出。
※身体障害者(児)及び知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。
※平成28年の調査における在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。
※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。
※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約964万人中、18歳～64歳の在宅者数約377万人

(内訳: 身体101.3万人、知的58.0万人、精神217.2万人)

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約32.0% 就労系障害福祉サービスの利用が約31.4%
- ② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、※令和2年は約2.2万人が一般就労への移行を実現

大学・専修学校への進学等

障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約 3.4万人
 - ・就労継続支援A型 約 7.2万人
 - ・就労継続支援B型 約26.9万人
- (令和2年3月)

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/ H15	1.0
2,460人/ H18	1.9 倍
3,293人/ H21	2.6 倍
4,403人/ H22	3.4 倍
5,675人/ H23	4.4 倍
7,717人/ H24	6.0 倍
10,001人/ H25	7.8 倍
10,920人/ H26	8.5 倍
11,928人/ H27	9.3 倍
13,517人/ H28	10.5倍
14,845人/ H29	11.5倍
19,963人/ H30	15.5倍
21,919人/ R1	17.0倍

就職

就職 7,204人/年

企業等

雇用者数

約57.8万人
(令和2年6月1日)
* 45.5人以上企業

ハローワークからの
紹介就職件数

103,163件
※A型: 19,388件
(令和元年度)

13,269人/年
(うち就労系障害福祉サービス 7,075人)

特別支援学校

卒業生22,515人(令和2年3月卒)

714人/年

障害者雇用の状況

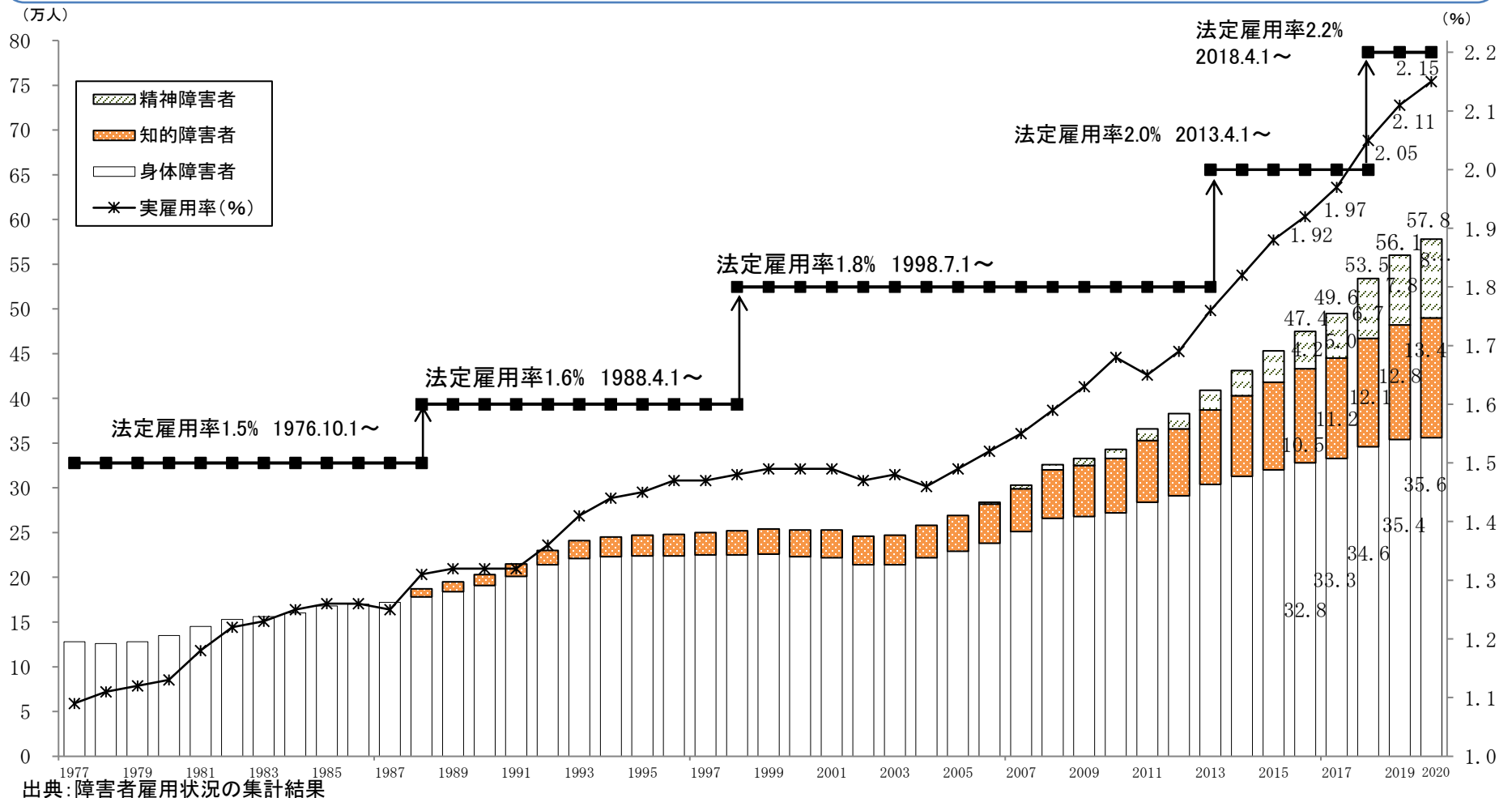
(2020年6月1日現在)

○ 民間企業の雇用状況

雇用者数 57.8万人（身体障害者35.6万人、知的障害者13.4万人、精神障害者8.8万人）

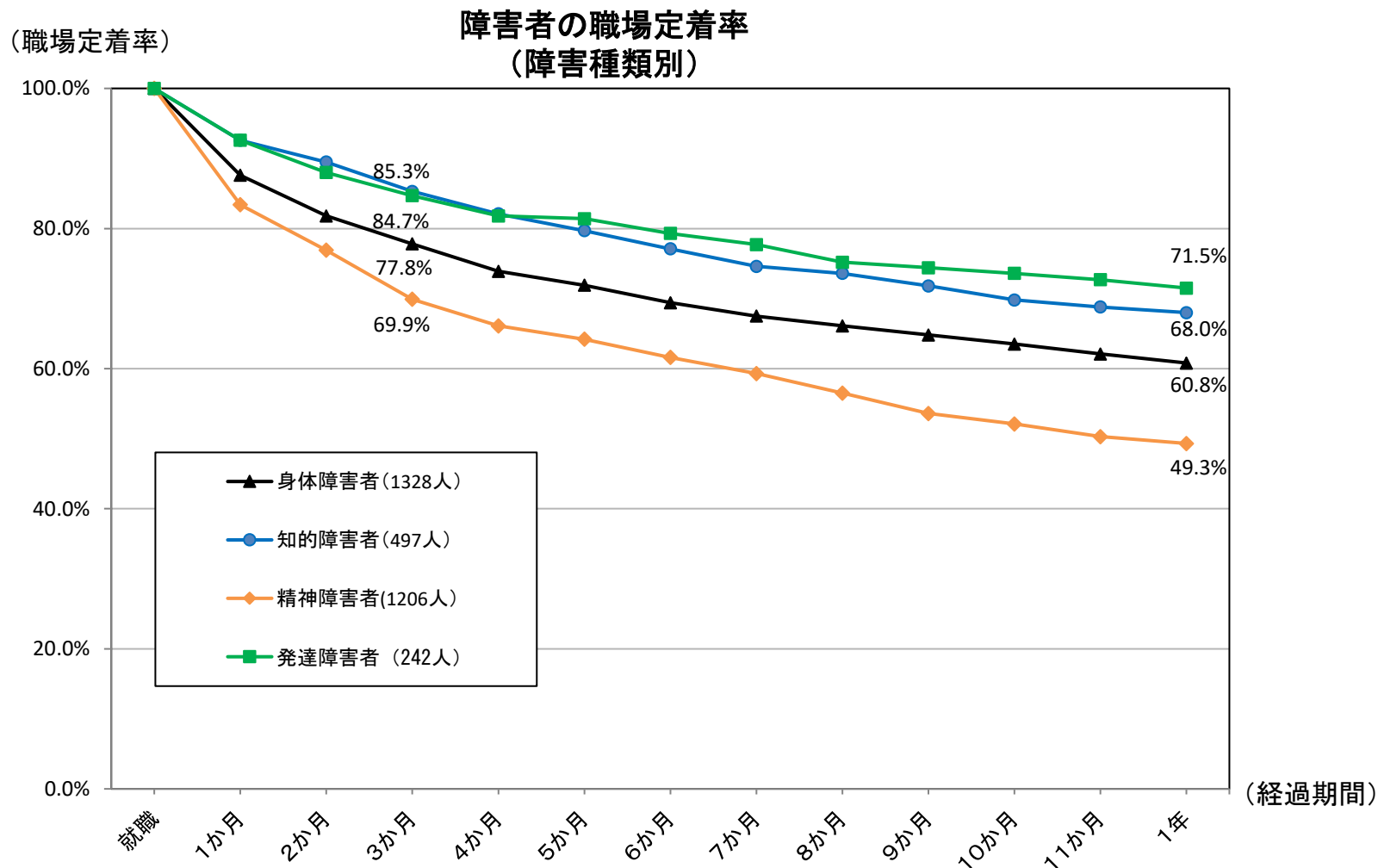
実雇用率 2.15% **法定雇用率達成企業割合 48.6%**

○ **雇用者数は17年連続で過去最高を更新**。障害者雇用は着実に進展。



障害者の職場定着状況について(障害種別)

障害者の職場定着状況について、知的障害や発達障害の場合に比較的安定しているのに対して、特に、精神障害については定着が困難な者が多い状況となっている。



障害者の生涯学習をめぐる社会情勢の変化

平成26年 「障害者権利条約」批准

→ 第24条「生涯学習の機会の確保」

平成28年 「障害者差別解消法」の施行

→ 国・自治体における合理的配慮の義務化

平成29年4月

文部科学大臣メッセージ

「特別支援教育の生涯学習化に向けて」

文部科学省生涯学習政策局（現 総合教育政策局）に

「障害者学習支援推進室」を新設

障害のとらえ方の変化

- 「障害」は個人の側にあるのではなく、社会が生み出しているものとして捉える(社会的障壁)。
- 個人モデル(医学モデル) → 社会モデル(人権モデル)
- 「障害者」と「障がい者」あるいは「しょうがいしゃ」の表記
- 障害者の学習ニーズを「特別な人たちの特別なニーズ」ではなく、「潜在化した社会全体のニーズ」と捉える
- 合理的配慮は、対話を試みたり、経験を共有したりすることから始まる

障害者の生涯学習に関する現状と課題

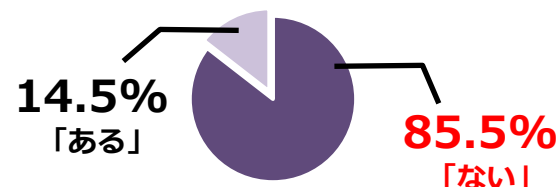
障害者の学校卒業後の状況

- 特別支援学校卒業生の高等教育機関への進学率は約2.2%
特に、卒業生の9割近くを占める知的障害者は約0.5%に留まる
→「学校卒業後、学びや交流の場はどうなってしまうのか、とても不安に感じている」
「障害者はその特性から、ゆっくりと成長するのに、学び続けることができない」といった声も
- 約92%の障害者が就職又は障害福祉サービスなどに進む

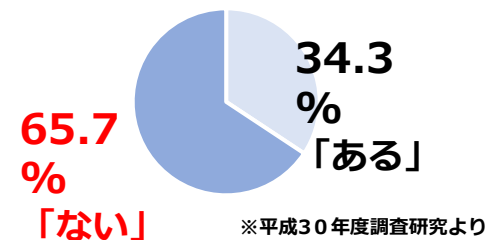
障害者本人の意識、ニーズ ※平成30年度 障害者本人の意識等調査の結果より

- 「障害者の学習機会が充実されることは重要だと思う」 →81.1%
- 一方で…「一緒に学習する友人、仲間がいない」 →71.7%
- 「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」 →66.3%
- 「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にない」 →67.2%

【公民館等が障害者の学習活動の支援に関わった経験の有無】



【生涯学習の機会について】



課題

- ①障害者の多様な社会参加を支える学習活動の充実とともに進学が困難な移行期の知的障害者等も学び続けることができる生涯学習機会が重要
- ②障害者の学習支援の経験のある公民館等が14.5%に留まるように、地方公共団体にはノウハウや実施体制がない
- ③先進的に取り組むNPOや大学等による生涯学習プログラムのモデル化が進展しているが、民間団体は予算等の資源不足から取組の持続性や成果の波及力に課題がある

対応

- ▶ 地方公共団体が民間団体と連携し、持続可能な事業実施体制を整備する
- ▶ 発達段階や障害種等に応じた学習プログラムの開発やその担い手を育成する

表「障害者の生涯学習」を支える実践の多様性

※神戸大学・津田英二教授による整理
 (津田英二著『生涯学習のインクルー
 ジョンー知的障害者がもたらす豊かな
 学び』2023年、明石書店)

公民館等における実践	障害者青年学級など障害者を主な対象とする事業
	一般の学級・講座等への障害者の参加(合理的配慮)
	社会教育関係団体やサークルへの障害者の参加
その他の社会教育施設における実践	博物館における合理的配慮
	図書館における合理的配慮、点字図書等の提供
	障害者スポーツセンターの設置
	体育施設における合理的配慮、アダプテッド・スポーツ推進
学校に関連する実践	特別支援学校等の同窓会活動
	大学の公開講座等への障害者の参加(合理的配慮)
	大学等におけるオープンカレッジ、障害者対象の公開講座等
	継続教育を実施する高等教育機関における障害者の受入
社会福祉に関連する実践	障害者支援事業所における文化芸術活動、スポーツ活動、学習活動
	自立生活センター等における自立生活プログラム
	学習活動の参加に不可欠な障害者福祉サービスの提供
	社会福祉協議会の福祉教育活動等
就労支援に関連する実践	就労支援施設における作業としてのアート活動
	一般就労をする障害者の生きがいづくりのプログラム
その他の実践	親の会や家族会などによる学習活動
	障害当事者グループの学習活動
	NPOなどによる文化芸術活動、スポーツ活動、学習活動
	営利事業としての障害者対象の教室等
	民間の学習機会への障害者の参加(合理的配慮)
	医療機関における学習活動、学習支援活動

学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業

令和5年度予算額 141百万円
(前年度予算額 134百万円)



「障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現に向け、障害者の持続的な**学びの基盤**を整備

施策の方向性

- 地方公共団体における実施体制・連携体制の構築
社会的包摂や共生社会の推進等の活動に取り組む民間団体等と幅広く連携
- 障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・確保
専門性を身に付けたコーディネーターを社会教育関係職員等を対象とした研修で養成
- 多様な実施主体による障害者の学びの推進
公民館等の社会教育施設等や大学、NPO等による学習機会の提供

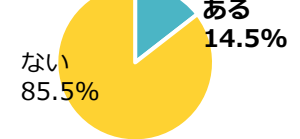
人材を育成し、体制を整備しつつ、学習プログラム等の開発が必要

身近に生涯学習の機会がありますか？



※平成30年度 学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等へのアンケート調査

障害者の学習活動支援に関わった経験はありますか？



※平成30年度 障害者の生涯を通じた学習活動支援に係る実態に関するアンケート調査(公民館等)

事業内容

1. 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究〔116百万円〕委託事業

(1) 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築

(体制整備と人材育成等)

〔69百万円〕

R2開始

都道府県レベルのネットワーク構築

都道府県と大学等との連携による体制整備・人材育成(10箇所)

都道府県(指定都市)が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が参画する障害者の生涯学習のための地域コンソーシアムを形成し、支援体制を構築する。
学びの場の拡大に向けて市区町村職員等向けの人材育成研修モデル等を開発・実証する。

(2) 地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進

(学習プログラム開発)

〔37百万円〕

R3開始

地域レベルの学習機会拡充

市区町村による障害者を包摂する学習プログラムの開発(30箇所)

障害者の生涯学習のノウハウが乏しい市区町村が、実績ある民間団体等と組織的に連携し、主に公民館等の社会教育施設における、障害当事者のニーズや地域資源等を踏まえ、ICT等の活用や多様な体験活動を含む包摂的な生涯学習プログラムを開発・実施し、その横展開を目指す。

(3) 大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築

(高等教育機関におけるモデル構築)

〔9百万円〕

R4開始

拡充

新たな学びの場の創出

社会への移行期における知的障害者等を対象とした学びのモデル構築(6箇所)

入学者選抜や様々な要因等での進学が困難な障害者(特に知的障害者)が、特別支援学校高等部等を卒業後も学び続けることができる生涯学習プログラムを大学・専門学校等が開発・実施する。

1000校を超える全国の国立・公立・私立大学、短期大学のうち、これまでに知的障害者を対象としたオープンカレッジ・公開講座を実施した大学等は42校であり、その25%は現在実施していない。
※令和2年度 大学等が開講する知的障害者を対象とした生涯学習プログラムに関する調査

2. 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究〔3百万円〕委託事業

3. 自治体の主体的な取組の促進と人材育成に向けた普及・啓発〔22百万円〕

新規

〔2百万円〕

◆アドバイザー派遣

連携強化、ネットワーク構築に関する技術的支援等

◆コンファレンス

(実践研究集会)の実施
研究成果の普及や実践交流等

◆フォーラムの実施

障害当事者等の参画も得て障害理解啓発

◆連携会議の設置

ネットワーク化の推進等



令和5年度「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」

37団体

●地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築(7団体)

・地域連携による障害者の生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築(24団体)

◇大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築(6団体)

●北海道教育委員会
・北海道岩見沢市

●秋田県教育委員会
・秋田県大館市

◇公立大学法人長野大学
・NPO法人LomiLomiどっとこ
ソーシャルコミュニケーション
カレッジSCC松本校

●兵庫県教育委員会
・公益財団法人
こうべ市民福祉振興協会

◇国立大学法人愛媛大学
・包摂の新しい学び創造委員会

◇国立大学法人
大阪教育大学

◇国立大学法人山口大
学

●大分県教育委員会

●東京都教育委員会
・NPO法人障がい児・者の学びを
保障する会
・一般社団法人みんなの大学校
・にじメディア制作委員会
・特定非営利活動法人障がい者
スポーツクラブHIMAWARI
・一般社団法人眞山舎
・株式会社 CMU Holdings

◇国立大学法人静岡大学
・特定非営利活動法人クリエイティブサポートレ
ッ
ツ
・一般社団法人ASOBI

・愛知県犬山市
・NPO法人春日井子どもサポート KIDS COLOR
・特定非営利活動法人杏

・社会福祉法人一麦会
・有限会社ViVifala島ゆかこ

●宮崎県

◇高知県公立大学法人
高知県立大学

・一般社団法人
スナフキン・アンサンブル

●宮城県教育委員会
・特定非営利活動法人
エイブル・アート・ジャパン
・特定非営利活動法人ポラリス

学習プログラムの一例



夕刻のたまり場
(社会福祉法人一麦会)



部活動で仲間づくり
(こうべ市民福祉振興協会)



音楽で遊ぼう
(秋田県大館市)

生活のための学び／知識習得のための学び／体験活動



オンライン読書会
(NPO法人エイブル・アート・ジャパン)



動画づくり
(NPO法人ポラリス)



大学生と共に学ぶ
(相模原市)



サッカー講座
(春日井子どもサポートKIDS COLOR)



アートアカデミー
(北海道岩見沢市)



おしゃべりサロン
(天理大学)



どのような表彰ですか？

障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、活動内容が優れているものを文部科学大臣が表彰します。

【表彰式の様子（令和2年度）】

優れている活動を事例集として公表し、障害当事者や地方公共団体等に広く周知することで、障害者の生涯学習支援の推進を図ります。

「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰



「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰は平成29年度から実施しており、これまで323件の個人・団体が表彰されています。

都道府県・指定都市、大学、文部科学省の関係団体等から推薦された候補者について、審査委員会の審査を経て表彰対象者を選定しています。

過去の表彰の様子、事例集はこちら



学習、スポーツ、文化芸術、情報保障など
活動内容は多岐にわたる



障害者の
生涯学習支援活動とは？

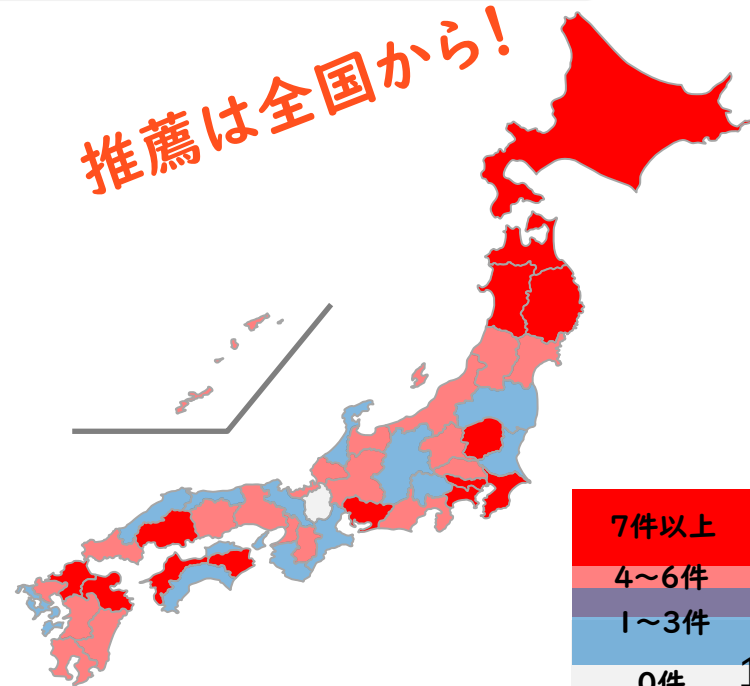
6年間で…

379件



【表彰式での成果発表の様子（令和元年度）】

推薦は全国から！



飛び超えて学ぼう。
学んでつながろう。

Super Jump and Learn and Connect.



超福祉の学校 2023 @SHIBUYA

～障害の有無を飛び超えて、つながる学び舎～

障害の有無にかかわらず、共に学び生きる共生社会の実現を目指し、文部科学省主催、NPO法人ピープルデザイン研究所共催で2018年より実施しているイベント「超福祉の学校」。

これまで毎年、「超福祉展（正式名称：2020年、渋谷。超福祉の日常を体験しよう展）」期間中の土日の2日間で、障害のある人、支援者、教育関係者等がシンポジウムやトークセッションを通じて思いを発表し、共に学びあう場を提供してきました。

2021年から、NPO法人ピープルデザイン研究所 主催、文部科学省・渋谷区 共催の新たなイベント、「超福祉の学校@SHIBUYA」としてスタートしました。

昨年よりダイバーシティ&インクルージョンな公共空間のあり方を渋谷から発信する体験型イベント空間「超福祉の図書館」も併催。全国各地の共生社会の実現に向けた具体的なアクションや、障害者の生涯学習などの取組を、様々な形で渋谷から全国に発信していきます。

飛び超えて学ぼう、学んでつながろう。

リアルタイムで参加できない方や渋谷まで来られない方々も、場所と時間を飛び超えて、いつでもどこからでも参加できる学び舎を、全国の超福祉プレイヤーの皆さんと一緒に創りあげていきます。



■ 開催日時

令和5年10月27日（金）、28日（土）、29日（日）の3日間
11:00-20:30

■ 会場

渋谷ヒカリエ 8F 08/ COURT

※ シンポジウムはYOUTUBE LIVEにて同時オンライン配信

■ 主催等

主催 : NPO法人ピープルデザイン研究所

共催 : 文部科学省、渋谷区、東京都教育委員会、株式会社丹青社

特別協力 : 東急株式会社、渋谷ヒカリエ、株式会社丹青ディスプレイ

協賛 : Yogibo

協力 : 富士通株式会社、MUZIKA、camp4、
STJレンテック、ノクチ基地、ほか

<https://peopledesign.or.jp/school/>

※記録映像がアーカイブされています。

ぜひ→QRからご覧ください。



関係法令の動向

◆視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (通称：読書バリアフリー法) 【議員立法】

- ・ 施行日：令和元年6月28日
- ・ 共管省庁：文部科学省、厚生労働省
- ・ 目的：視覚障害者等の読書環境の整備に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにする。基本計画を策定し、読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する。
- ・ 主な取組：
 - ✓ 基本計画（令和2年度～令和6年度）の策定
 - ✓ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会の開催（第8回協議会：令和4年6月10日開催）
※構成メンバーは関係省庁等（厚生労働省、経済産業省、総務省、国立国会図書館）及び出版者、視覚障害者等の関係者



読書バリアフリー 啓発リーフレット で検索

◆障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 【議員立法】

- ・ 施行日：令和4年5月25日
- ・ 所管省庁：内閣府、厚生労働省
- ・ 目的：全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要。障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する。
- ・ 主な取組：
 - ✓ 第13条：教育、文化芸術、スポーツ、レクリエーション等の分野において情報を十分に取得利用・円滑な意思疎通を図ることができるよう、意思疎通支援を行う者の確保、養成等の必要な施策に取り組む。
 - ✓ 附帯決議：資格試験など、各種試験のバリアフリー化の促進。

意思疎通支援者養成先進事例：国立大学群馬大学
手話サポーター養成プロジェクト室の取り組みがある。手話通訳に関わる資格試験にチャレンジ可能な日本手話・手話通訳スキルの獲得、スキルを活かして教育場面を中心に現場での実践力を高める科目を展開。

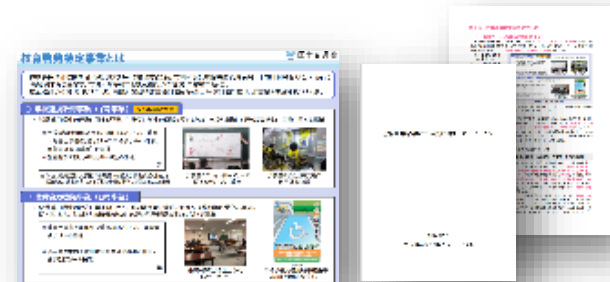


※群馬大学HPから引用

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (通称：改正バリアフリー法)

- ・ 施行日：令和2年6月19日（一部令和3年4月1日）
- ・ 共管省庁等：国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省
- ・ 改正のポイント：
 - ✓ 心のバリアフリーの普及啓発の推進（令和2年6月19日施行）
 - ✓ (1) 国が定める「基本方針」の記載事項や市町村が策定する「移動等円滑化促進方針」及び「基本構想」の記載事項に心のバリアフリーに係る事項を追加。(2) 「基本構想」に盛り込むメニューとして「教育啓発特定事業」創設。(3) 「基本方針」「移動等円滑化促進方針」「教育啓発特定事業」について、国土交通省とともに教育を推進する主務大臣として、文部科学大臣を位置づけ。
 - ✓ 公立小中学校施設のバリアフリー化義務付け（令和3年4月1日施行）
- ・ 主な取組：
 - ✓ 教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン作成検討委員会にオブザーバーとして参加。障害当事者等の参画による体験や交流を推進するために必要な取組方法を検証し、教育啓発特定事業の円滑な実施に向けたガイドラインを作成。（令和4年3月）

群馬大学 手話サポート で検索



※国土交通省HPから引用

国土交通省 教育啓発特定事業 で検索

障害者の学びの実践紹介動画 共に学び広がる世界～障害者×生涯学習～



地域で障害者の生涯学習を実践する事例にスポットを当て、取組の様子を紹介。
学びの場に参加する障害当事者へのインタビューから、
"学び"によって広がる世界、障害者の生涯学習実践のヒントを凝縮

共に学び ひろがる世界



【掲載URL】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1407843.htm

障害者の生涯学習啓発リーフレット【わかりやすい版】 だれでもいつでも学べる社会へ ～障害のある・なしに関係なく共に学べる生涯学習について～



特別支援学校等の生徒を主な対象に想定したリーフレット。
学校の授業や卒業生の同窓会等で、学校卒業後の学びの場の紹介や
自分がチャレンジしたい生涯学習について考えるきっかけとして活用を期待。

【掲載URL】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00601.html

障害者の生涯学習支援入門ガイド事例集 共生社会のマナビ



地方自治体の社会教育や生涯学習の担当者、特別支援学校や大学などの学校教育の分野や障害福祉の分野で学びの場づくりに取り組みたいと考えている方に向けて
企画・運営上、本当に知りたい内容を意識し、作成。

【掲載URL】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1407843_00002.htm

障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣 表彰事例集&事例発表動画



【令和4年度文部科学大臣表彰掲載URL】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00086.html

・平成29年度から、毎年開催している「障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰」の被表彰者全件の取組概要を紹介した事例集が年度別にHPからダウンロード可。
・令和3年度、4年度は被表彰者のうち各4団体から、実践上の苦労や工夫、成果等を発表いただいた様子を動画で公開。



～重度重複障害者の生涯学習～ だれでも参加できる生涯学習の機会を作りませんか？



地域の生涯学習にかかわる地方公共団体、特別支援学校、NPO 法人、社会教育施設、障害福祉サービス事業所等の方々に向けて、本人や家族へのアンケート調査・ヒアリング調査、生涯学習活動提供団体へのヒアリング調査をもとに、重度重複障害のある方の学びの現状や生涯学習への期待、実際の取組事例を紹介。

【掲載URL】

https://www.mext.go.jp/content/20220608-mxt_kyousei01-01845_02.pdf

東京における「障害者青年学級」とは

- 主として知的障害をもつ青年たちの学習文化活動を保障するための取り組みの総称。
- 開設は東京都とその近県、大阪、京都、兵庫などでみられるが、一方で開設実態がない県があるなど地域的な格差が大きいのが実態。
- 東京都では、23区と21市町で障害者青年学級が開設されている。

※社会教育・生涯学習辞典編集委員会編『社会教育・生涯学習辞典』朝倉書店、2012年、p.283

→国立市のような取組は簡単に始めることが難しい？

**障害者の学びの場を拡げるために
はじめての一步をどのように
踏み出したらよいでしょうか？**

**「0から1」も大事ですが、
まずは「9から10」
を考えてみませんか？**

【青梅市社会教育主事・鈴木孝志さんの言葉】